

日本共産党品川区議会議員

菊地貞二

週刊区政ニュース第353号

08年03月02日発行

医療費負担が増加する中・・・

困ったときには病院と交渉を

収入格差による貧困化が進む中で、「入院治療費を支払うことが出来ない」という相談があります。とりわけ差額ベットは保険外となっているため入院時の大きな負担です。

厚生労働省によると・・・

〈差額ベッド料〉
**こんな場合は
 払わないで済みます**



厚生省が2000年二月に出した医療通知では「差額ベッドを請求してはならない場合」として以下のように定めています。

①同意書による同意の確認を取っていないとき。

(同意書をとっても室料の記載がなかったり患者側の署名がない等不十分な場合も含む)

②「治療上の必要」で移したとき

★救急患者、術後患者などで病状が重篤なために安静を必要とする人、又は常に監視が必要で、適時適切な看護や介護を必要とする人。

★免疫力が低下して、感染症にかかるおそれのある患者。

★集中治療の実施、著しい身体的・精神的苦痛を緩和する必要がある終末期の患者。これらの場合は、仮に同意書を出していたとしても払う必要はありません。

③患者の選択でなく、病棟管理などの必要から移したとき。

★MRSAなどに感染しており、他の入院患者の院内感染を防止するため移した場合。

厚労省が「患者は快適さを求めている」と差額ベッドを認めたのは84年。差額ベッドを希望する患者から、入院基本料などは別に、特別料金を「徴収できる」というものです。

当初は個室か二人部屋に限られましたが、その後四人部屋まで認められました。しかし、差額ベッド代は強制的に徴収されるものではありません。あくまでも、患者の希望と同意書への署名をもって特別室へ入院した場合でなければ、病院は差額ベッド代を徴収することはできません。また、治療の必要のために特別室を使用する場合にも、差額ベッド代を徴

収してはいけません。これは、法律によって定められているものではないかもしれませんが、厚生労働省の見解として公表されている判断基準です。



られるものであり、救

差額ベッド料の請求

は、「患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われ」「同意の確認は、料金を明示した文書に患者側の署名を受ける」「特別の料金を求めることができるのは、患者側の希望がある場合に限

の都合で特別室へ移動した場合などは、病院は差額ベッド代を請求

してはならないわけですから。もしも時は病院との交渉が必要です。

なくそう貧困

2月26日、品川春闘

なわれ、さらには自民・

療上の必要から特別療養環境室（差額ベッド料を請求できる病室）へ入院させたような場合は、患者負担を求めてはならない」という厚労省通知に基づいて行わなければならないかもしれません。緊急入院時に一般病室に空きが無く、治療するのに必要なので緊急に特別室へ入院した場合や、感染症の心配があるために特別室に移る必要がある場合、病院の病室・病棟管理

共闘会議による「いかりの総行動」と銘うった集会が開催されました。大企業がバブル期をこえる史上空前の利益をあげる一方で、区民の所得は10年あまりで7%も減少しています。品川区が出しているデータでは総労働人口の33%が派遣やパート、アルバイトで生計を維持する非正規雇用者。追い討ちをかけるように医療制度の改悪、定率減税の廃止がおこ



私も、議会の場で「区民のくらし守れ」の声をさらに大きくあげてまいります。



無料法律相談会（生活相談は随時）

とくろ すすらん通り事務所

日時 3月14日（金）

午後6時～8時



前田あゆみTEL7421-00010あゆみの電話予約はこちら。